

令和 7 年度電子黒板更新業務 公募型プロポーザル実施要領

1 概要

(1) 業務の名称

令和 7 年度電子黒板更新業務

(2) 趣旨

平成 27 年度から 3 年間をかけて整備した電子黒板は既にリース期間が満了し、故障機器の増加や修理部品の供給困難により、今後学校に十分な台数配備ができなくなる状況が想定される。本業務では、既存機器の集積及び更新をすることで、児童生徒の主体的・対話的で深い学びや個別最適かつ協働的な学びの促進を目的とする。また児童生徒の一人一台端末をより効果的に活用するために、OSを搭載した最新モデルの電子黒板が必要であるため、調達する事業者の選定に当たり公募型プロポーザルを実施する。

(3) 業務の内容

別紙「令和 7 年度電子黒板更新業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

納入期限：令和 7 年 8 月 31 日まで

撤去期限：令和 7 年 8 月 24 日まで

リース期間：令和 7 年 9 月 1 日から令和 12 年 8 月 31 日まで（60 か月）

(5) 提案上限額

299,970,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 令和 7 年度当初予算案が、令和 7 年 3 月定例会議で原案のとおり議決されることを前提とする。そのため、予算の減額・否決があった場合には、本プロポーザルについて効力を失う場合がある。

(6) 担当部局及び書類提出先等

那須塩原市教育部学校教育課学校みらい係

〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町 2 番 3 号

電話：0287-46-5256 FAX：0287-37-5479

e-mail：gakkoukyouiku@city.nasushiobara.tochigi.jp

2 応募者の資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 那須塩原市の入札参加資格を有すること。

(3) 那須塩原市建設工事請負業者等指名停止基準（平成 17 年那須塩原市告示第 143 号）に基づく指名停止期間中でないこと。

(4) 過去に国内の官公庁を契約の相手方とし、65 インチ以上の大型掲示装置を 30 台以上一括納入した実績を有すること。

3 公募型プロポーザルの日程

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年2月 5日(水) |
| (2) 質疑期限 | 令和7年2月14日(金) 12時まで |
| (3) 質疑回答期限 | 令和7年2月19日(水) 12時まで |
| (4) 参加申請期限 | 令和7年2月19日(水) 17時まで |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和7年2月28日(金) 12時まで |
| (6) 一次審査(書類審査) | 令和7年3月 6日(木) |
| (7) 一次審査結果通知 | 令和7年3月 7日(金) |
| (8) 二次審査
(プレゼンテーション) | 令和7年3月18日(火) |
| (9) 審査結果通知・公表 | 令和7年3月24日(月)まで |

4 参加手続

(1) 参加申請

本件に参加する場合は、参加申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、以下のとおり提出すること。なお、参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

ア 提出期限 令和7年2月19日(水) 17時まで(必着)

イ 提出先 1(6)「担当部局及び書類提出先等」に同じ。

ウ 提出方法

提出書類をPDFファイル形式で電子メールにより次のアドレスに送信すること。

gakkoukyouiku@city.nasushiobara.tochigi.jp

メールの件名は、次のとおりとすること。参加者名称は、略称でも可とする。

件名：電子黒板：+送信年月日[yyyymmdd] + (参加者名称)

【例】株式会社△△△が令和7年2月7日に送付した場合

電子黒板：20250207株式会社△△△

(2) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書(様式第6号)により受け付ける。

ア 提出期限 令和7年2月14日(金) 12時まで(必着)

イ 提出先 1(6)「担当部局及び書類提出先等」に同じ。

ウ 提出方法

電子メールにて質疑書を送付し、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件名は、次のとおりとすること。参加者名称は、略称でも可とする。

件名：電子黒板：+送信年月日[yyyymmdd] + (参加者名称)

【例】株式会社△△△が令和7年2月7日に質疑書を送付した場合

電子黒板：20250207株式会社△△△

エ 質疑への回答

質疑への回答は、期限までに市のホームページにて回答書を掲載する。ただし、事業者選定の公平性を保てない質問には、回答しないことがある。

オ 質疑回答予定日 令和7年2月19日(水) 12時まで

5 企画提案書等の提出

(1) **提出期限** 令和7年2月28日（金）12時まで（必着）

(2) **提出書類**

- ア 企画提案書表紙（様式第2号）及び企画提案書（任意様式）
- イ 機能要件一覧表兼調査票（様式第3号）
- ウ 提案見積書（様式第4号）及び内訳書（任意様式）

(3) **提出部数** ア 紙媒体6部及び電子媒体（PDF形式）1部
イ・ウ 紙媒体1部及び電子媒体（PDF形式）1部

(4) **提出先** 1(6)「担当部局及び書類提出先等」に同じ。

(5) **提出方法**

紙媒体については、持参又は郵送による。電子媒体については電子メールに添付し提出すること。

なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

(6) **参加辞退**

参加表明後、辞退する場合には、速やかに参加辞退届（様式第5号）を提出すること。なお、参加辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同じとする。

(7) **作成に当たっての注意事項**

ア 企画提案書表紙及び企画提案書

- ・ A4判縦型の両面印刷とし、ホチキス等で左綴じした上で、表紙を付けて6部提出すること。
- ・ 企画提案書の記述は、補足説明を要せずに理解できる内容とすること。
- ・ 企画提案書の記載内容は、6(2)「評価基準」の評価項目に準じて作成すること。なお、記載順等は問わない。
- ・ 企画提案書の記載内容は、本業務の実施義務を提案者が提示したものとする。
- ・ 企画提案書は40ページを越えないこと。ただし、表紙及び目次はページ数に含めない。
- ・ 電子媒体はPDF形式とし、電子メールに添付し提出すること。
- ・ 仕様書の記載内容以外に、業務目的達成に有効な方法がある場合は、積極的に提案をすること。
- ・ 提案見積額に含めていない有料オプションなど、別途費用が必要なものは企画提案書に記載しないこと。

イ 機能要件一覧表兼調査票

- ・ A4判縦型の両面印刷とし、各機能の対応状況について、「対応可」又は「対応不可」の別を回答すること。
- ・ 調査票の各機能のうち必須機能に「対応不可」が1つでもある場合は失格とする。

ウ 提案見積書及び内訳書

- ・ 提案見積額には機器、付属品、接続ケーブル、電源タップ、運搬設置費用及び5年間の保守料を含めた総額（消費税等の課税事業者にあつては、消費税等を含んだ金額）を見積もること。
- ・ 提案見積額には、仕様書で市が負担する旨を特に定めた事項を除き、業務の履行に当たって必要な一切の費用を含めること。
- ・ 提案見積書には、代表者印を押印すること。

エ その他

- ・ 企画提案書等は1者につき1案のみ提出すること。
- ・ 提出後における企画提案書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。
- ・ 提出された書類の著作権は、事業者に帰属する。また、提出された企画提案書（電子媒体に保存されたデータを含む。以下同様）は、契約候補者の選定以外に事業者が無断で使用しないものとする。

6 審査方法等

(1) 審査委員会

審査は、「令和7年度電子黒板更新業務プロポーザル審査委員会」が行う。

(2) 評価基準

別表「令和7年度電子黒板更新業務 評価基準」のとおり

(3) 評価方法

ア 一次審査（書類審査及び価格審査）

- (ア) 提出された企画提案書等について、参加資格の確認及び評価基準による書類審査を行う。
- (イ) 審査項目は、提案内容及び価格とし、配点は審査委員一人当たり内容評価が160点、価格評価が40点の計200点とする。
- (ウ) 価格評価は以下の式により求める。
$$\text{配点（40点）} \times \text{最低見積価格} / \text{提案価格}$$
- (エ) 一次審査の点数は、二次審査には持ち越さない。
- (オ) 一次審査の結果、参加資格があると認められた者のうち、点数の上位3者以内を対象に企画提案に係る二次審査（プレゼンテーション）を行う。
- (カ) 一次審査の結果は、令和7年3月6日（木）までに電子メールにより通知する。

イ 二次審査（プレゼンテーション審査）

- (ア) 評価基準により内容評価を行う。
- (イ) 配点は、審査委員一人当たり計100点とする。
- (ウ) 内容評価は、企画提案書及びプレゼンテーションにより評価する。
- (エ)(イ)の合計点の最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、内容評価の評価点が最も高い者を契約候補者として選定する。

(4) 二次審査（プレゼンテーション）の概要

ア 開催日時 令和7年3月18日（火）午後1時から（予定）

※詳細は電子メールにて個別に連絡する。

イ 開催場所 西那須野庁舎100会議室

ウ 実施方法 実機を用いたプレゼンテーション方式

エ 時間

提案者毎の時間は、40分（プレゼンテーション25分、質疑応答15分）とする。準備に要する時間は、別途確保する。

オ 参加人数

参加人数は4人以内とし、本業務の主担当予定者は必ず出席すること。

カ 注意事項

- ・ プレゼンテーションの順番は、事務局で決定する。
- ・ プレゼンテーションは企画提案書を基に行うこと。
- ・ 企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。
- ・ 追加資料の提出は原則認めないが、パワーポイント等の使用は自由とする。

- ・プレゼンテーションにおいては、事務局で用意する大型掲示装置、HDMIケーブル、延長コードを使用することができる。
- ・実機及びノートパソコン等については、参加者が持参すること。

(5) 結果通知

結果は、令和7年3月24日（月）までに電子メールにより通知する。

7 契約の締結

契約候補者に選定された者と市との間で、仕様内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、契約を締結する。協議が調わなかったときは、二次審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

8 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が「2 応募者の資格要件」に該当しなくなったとき、提出書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された資料は返却しない。
- (4) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。
- (5) 本プロポーザルは、納入事業者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。